

福井県報

号外第 76 号
令和 7 年
10 月 3 日(金)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

※福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則（５５・税務課）…………… 2

人事委員会規則

※福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則および福井県職員等の勤務時間、
休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（３２）…………… 3

人事委員会告示

※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、
休暇等に関する条例施行規則の運用方針等の一部を改正する告示（３）…………… 9

規 則

福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月3日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第55号

福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則

福井県県税条例施行規則（昭和37年福井県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
（公示送達の手続） 第38条 <u>条例第10条の規定による書面の掲示は、別記様式第50号の公示送達書によってしなければならない。</u> （様式） 第75条 環境性能割および種別割について作成する書面のうち、次の左欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ次の右欄に掲げる様式に定めるところによる。 <table><tr><th>書面の種類</th><th>様式</th></tr><tr><td>1～3 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4 <u>条例第135条の13第2項または第135条の14第2項の規定による申請書（自動車税環境性能割減免申請書）</u></td><td>別記様式第118号</td></tr><tr><td>5～21 （略）</td><td>（略）</td></tr></table>	書面の種類	様式	1～3 （略）	（略）	4 <u>条例第135条の13第2項または第135条の14第2項の規定による申請書（自動車税環境性能割減免申請書）</u>	別記様式第118号	5～21 （略）	（略）	（公示送達の手続） 第38条 <u>法第20条の2第1項に規定する公示送達を行なう場合には、別記様式第50号の公示送達書によってしなければならない。</u> （様式） 第75条 環境性能割および種別割について作成する書面のうち、次の左欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ次の右欄に掲げる様式に定めるところによる。 <table><tr><th>書面の種類</th><th>様式</th></tr><tr><td>1～3 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4 <u>条例第135条の13第3項または第135条の14第3項の規定による申請書（自動車税環境性能割減免申請書）</u></td><td>別記様式第118号</td></tr><tr><td>5～21 （略）</td><td>（略）</td></tr></table>	書面の種類	様式	1～3 （略）	（略）	4 <u>条例第135条の13第3項または第135条の14第3項の規定による申請書（自動車税環境性能割減免申請書）</u>	別記様式第118号	5～21 （略）	（略）
書面の種類	様式																
1～3 （略）	（略）																
4 <u>条例第135条の13第2項または第135条の14第2項の規定による申請書（自動車税環境性能割減免申請書）</u>	別記様式第118号																
5～21 （略）	（略）																
書面の種類	様式																
1～3 （略）	（略）																
4 <u>条例第135条の13第3項または第135条の14第3項の規定による申請書（自動車税環境性能割減免申請書）</u>	別記様式第118号																
5～21 （略）	（略）																

様式第118号（その3）中

運転免許証の内容

番 号
種 類
交 付 年 月 日
有 効 期 間

を

運転免許証または
特定免許情報の内容

番 号
種 類
運転免許の年月日
有 効 期 間

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の福井県県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委員会規則

福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月3日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第32号

福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第23条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員) 第10条の2 条例第23条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(部分休業簿等)</u> 第11条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出</u>および同条第3項の規定による変更は、<u>部分休業簿</u>（様式第5号）により行うものとする。 2 第2条第2項本文の規定は、<u>部分休業の承認の請求</u>および<u>育児休業法第19条第3項の規定による変更</u>について準用する。 3 (略)	(条例第23条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員) 第10条の2 条例第23条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員であって、<u>1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u> (1)・(2) (略) <u>(部分休業承認請求書等)</u> 第11条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認請求書</u>（様式第5号）により行うものとする。 2 第2条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。 3 (略)

様式第5号を次のように改める。

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①または②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間 (10日相当)を超えない範囲内
	月 日		

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有または無を記入)	(任命権者の確認)	決裁
	月 日					

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有または無を記入)	(任命権者の確認)	決裁
	月 日					

4 備考	
------	--

(注)

- 1 申出、変更または請求に係る子の氏名、職員との続柄等および生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師または助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書または養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書または証明書等(写しでも可)
- 2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第 1 号部分休業の承認の請求の場合

(第 2 面)

年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間				※ 請求月日	※ 請求者の 確認	承認 の可否	決裁		備 考	
	月 日		毎日／ 曜日等	時 間				任命権者の 確認			
1	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
2	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
3	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
4	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
5	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
6	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
7	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
8	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
9	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					
10	月 日 から 月 日 まで			時 分 から 時 分 まで 時 分 から 時 分 まで		月 日					

(※印の欄は職員が記入または確認する。)

第 1 号部分休業の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

※ 整理 番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間										※ 請求者 の確認	※ 決裁		備考	
	月 日					時 間						任命権者の 確認			
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
16	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			
17	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで			

(※印の欄は職員が記入または確認する。)

第2号部分休業の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号部分休業の時間数 時間 分

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間						※	※	※	※	承認 の可否	※ 決裁		備 考
	月 日		時 間				請求 時間数	残時間数	請求月日	請求者 の確認		任命権者の 確認		
1	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
2	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
3	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
4	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
5	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
6	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
7	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
8	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
9	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
10	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
11	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
12	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
13	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
14	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
15	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
16	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
17	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
18	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
19	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
20	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
21	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
22	月	日	から	月	日	まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				

(※印の欄は職員が記入または確認する。)

(福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第2条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年福井県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年次休暇の日数) 第12条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数(当該日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数に満たない場合にあっては、当該付与すべきものとされている日数)とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>および任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数 (2) (略) (介護休暇) 第18条 (略) 2～12 (略) 13 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間) 第18条の2 (略) 2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で<u>請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間について</u>は、<u>1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>を超えない範囲内の時間とする。 3～5 (略) <u>(条例第16条の2第2項の人事委員会規則で定める期間)</u> 第19条 条例第16条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、別に定める。 (報告)	(年次休暇の日数) 第12条 条例第12条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数(当該日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数に満たない場合にあっては、当該付与すべきものとされている日数)とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、<u>再定年前再任用短時間勤務職員</u>および任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数 (2) (略) (介護休暇) 第18条 (略) 2～12 (略) 13 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間) 第18条の2 (略) 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)</u>を超えない範囲内の時間とする。 3～5 (略) (報告)

第20条（略） （その他） 第21条（略）	第19条（略） （その他） 第20条（略）
-----------------------------	-----------------------------

- 附 則
（施行期日）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（様式の特例）
- 2 地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合において、第1条の規定における改正後の福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則様式第5号中「10日相当」とあるのは、「5日相当」とする。

人事委員会告示

福井県人事委員会告示第3号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月3日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針等の一部を改正する告示
（福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部改正）

第1条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針（平成7年福井県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1 1週間の勤務時間の特例の基準関係 1～4 （略） 5 規則第2条の3第1項の規定による勤務時間の割振り等は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間の割振り等を行うと公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該勤務時間を割り振らない日（規則第2条の2第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第3の第2項、 <u>第13</u> の第18項、 <u>第14</u> の第2項第2号、 <u>第15</u> の第21項および <u>第16</u> の第4項を除き以下同じ。）を勤務日とするときまたは勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間を割り振らない日とし、または勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その勤務時間を割り振らない日とする日または勤務時間数を変更する日の選択および勤務時間の割振りの変更にあたっては、できる限り、職員の希望を	第1 1週間の勤務時間の特例の基準関係 1～4 （略） 5 規則第2条の3第1項の規定による勤務時間の割振り等は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間の割振り等を行うと公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該勤務時間を割り振らない日（規則第2条の2第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第3の第2項、 <u>第12</u> の第18項、 <u>第13</u> の第2項第2号、 <u>第14</u> の第21項および <u>第15</u> の第4項を除き以下同じ。）を勤務日とするときまたは勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間を割り振らない日とし、または勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その勤務時間を割り振らない日とする日または勤務時間数を変更する日の選択および勤務時間の割振りの変更にあたっては、できる限り、職員の希望を

考慮するものとする。

6・7 (略)

第10 育児を行う職員に対して任命権者が講ずべき措置等関係

1 条例第16条の2第1項または第2項の規定により、職員に対して制度等を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による出生時両立支援制度等または育児期両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者は、これらを行うに当たっては、職員による出生時両立支援制度等または育児期両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 条例第16条の2第1項または第2項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合には、次のいずれかの方法（(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいい、以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 条例第16条の2第1項第1号の「仕事と育児との両立に資する制度または措置」は、次に掲げる制度または措置とする。

(1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務

(2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業

(3) 条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、または勤務時間を割り振ること。

(4) 規則第4条の3第4号に規定する早出遅出勤務をさせること。

(5) 条例第8条の3第1項の規定により深夜勤務をさせないこと。

(6) 条例第8条の3第2項または第3項の規定により超過勤務をさせないこと。

(7) 規則第17条第1項第6号の規定による生後満1歳に達しない子を育てるための休暇

(8) 規則第17条第1項第10号の規定による妻または子もしくは子の妻の出産に伴う休暇

(9) 規則第17条第1項第23号の規定による子もしくは孫の養育のための

考慮するものとする。

6・7 (略)

休暇

(10) 規則第17条第1項第11号の規定による親族等の看護等のための休暇

(11) 規則第4条の2第1号に規定する職員の休憩時間を短縮すること。

(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、職員の仕事と育児との両立に資する措置として講じられている措置であって、当該職員が利用することができるもの

4 条例第16条の2第1項第1号の「その他の事項」は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項(1)から(12)までに掲げる制度または措置

(2) (1)の請求先、申告先または申出先

(3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

5 条例第16条の2第1項第3号の「福井県職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項」または条例第16条の2第2項第3号の「対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項」には、例えば次に掲げる事項が含まれる。

(1) 始業または終業の時刻

(2) 勤務の場所

(3) 業務量の調整

6 条例第16条の2第2項の対象職員が複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうち1の子に係る次項に規定する期間内に同条第2項の規定による措置を講じた時点がその他の子に係る次項に規定する期間の始期の到来前であるときは、当該その他の子に係る当該期間内に同条第2項の規定による措置を講じなければならない。

7 規則第19条に定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

8 条例第16条の2第2項第1号の「仕事と育児との両立に資する制度または措置」は、第3項(1)から(6)までおよび(9)から(12)までに掲げる制度または措置とする。

9 条例第16条の2第2項第1号の「その他の事項」は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項に規定する制度または措置

(2) (1) の請求先、申告先または申出先

第11 介護を行う職員に対して任命権者が講ずべき措置等関係

- 1 条例第16条の3第1項の規定により、職員に対して制度等を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。
- 2 条例第16条の3第1項の「仕事と介護との両立に資する制度または措置」は、次に掲げる制度または措置とする。
 - (1) 条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、または勤務時間を割り振ること。
 - (2) 条例第15条第1項に規定する介護休暇
 - (3) 条例第15条の2第1項に規定する介護時間
 - (4) 規則第4条の3第4号に規定する早出遅出勤務をさせること。
 - (5) 条例第8条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により深夜勤務をさせないこと。
 - (6) 条例第8条の3第4項の規定により読み替えられた同条第2項または第3項の規定により超過勤務をさせないこと。
 - (7) 規則第17条第1項第24号に規定する要介護者の世話をを行うための休暇
 - (8) 規則第4条の2第2号に規定する職員の休憩時間を短縮すること
- 3 条例第16条の3第1項の「その他の事項」は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項(1)から(8)までに掲げる制度または措置
 - (2) (1)の申告先、請求先または申出先
 - (3) 地方公務員等共済組合法第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 4 条例第16条の3第1項または第2項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。
 - (1) 面談による方法
 - (2) 書面を交付する方法
 - (3) 電子メール等の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第10 介護を行う職員に対して任命権者が講ずべき措置等関係

- 1 条例第16条の2第1項の規定により、職員に対して制度等を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両立支援制度等の申告、請求または申出（以下この項において「請求等」という。）が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。
- 2 条例第16条の2第1項の「仕事と介護との両立に資する制度または措置」は、次に掲げる制度または措置とする。
 - (1) 条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、または勤務時間を割り振ること。
 - (2) 条例第15条第1項に規定する介護休暇
 - (3) 条例第15条の2第1項に規定する介護時間
 - (4) 規則第4条の3第4号に規定する早出遅出勤務をさせること。
 - (5) 条例第8条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により深夜勤務をさせないこと。
 - (6) 条例第8条の3第4項の規定により読み替えられた同条第2項または第3項の規定により超過勤務をさせないこと。
 - (7) 規則第17条第1項第24号に規定する要介護者の世話をを行うための休暇
 - (8) 規則第4条の2第2号に規定する職員の休憩時間を短縮すること
- 3 条例第16条の2第1項の「その他の事項」は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項(1)から(8)までに掲げる制度または措置
 - (2) (1)の申告先、請求先または申出先
 - (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 4 条例第16条の2第1項または第2項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。
 - (1) 面談による方法
 - (2) 書面を交付する方法
 - (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条

- 5 条例第16条の3第1項の「その他の措置」は、次に掲げる措置（(3)に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）とする。
- (1) 面談
 - (2) 書面の交付
 - (3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 6 条例第16条の3第2項の「40歳に達した日」とは、40歳の誕生日の前日をいう。
- 7 条例第16条の4第3号の「その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置」は、次に掲げる措置とする。
- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集および職員に対する当該事例の提供
 - (2) 職員に対する介護両立支援制度等および介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第12 休日の代休日の指定関係

1～2 （略）

第13 年次休暇関係

1～18 （略）

第14 病気休暇関係

1 （略）

2 規則第16条第1項の「1年以内」、「180日以内」および「90日以内」とは、それぞれ引き続いた期間をいうものとし、その引き続いた休暇日数の計算については、次の取扱いによるものとする。

(1) （略）

(2) 当該日数には、週休日、勤務時間を割り振らない日（規則第4条第1項第2号に規定する勤務時間を割り振らない日をいう。第15の第21項および第16の第4項において同じ。）、休日および代休日を含めて計算する。

(3)・(4) （略）

第15 特別休暇関係

1～25 （略）

第16 介護休暇関係

1～6 （略）

第17 介護時間関係

第1号に規定する電気通信をいい、以下この(3)および次項(3)において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

- 5 条例第16条の2第1項の「その他の措置」は、次に掲げる措置（(3)に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）とする。
- (1) 面談
 - (2) 書面の交付
 - (3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 6 条例第16条の2第2項の「40歳に達した日」とは、40歳の誕生日の前日をいう。
- 7 条例第16条の3第3号の「その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置」は、次に掲げる措置とする。
- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集および職員に対する当該事例の提供
 - (2) 職員に対する介護両立支援制度等および介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第11 休日の代休日の指定関係

1～2 （略）

第12 年次休暇関係

1～18 （略）

第13 病気休暇関係

1 （略）

2 規則第16条第1項の「1年以内」、「180日以内」および「90日以内」とは、それぞれ引き続いた期間をいうものとし、その引き続いた休暇日数の計算については、次の取扱いによるものとする。

(1) （略）

(2) 当該日数には、週休日、勤務時間を割り振らない日（規則第4条第1項第2号に規定する勤務時間を割り振らない日をいう。第14の第21項および第15の第4項において同じ。）、休日および代休日を含めて計算する。

(3)・(4) （略）

第14 特別休暇関係

1～25 （略）

第15 介護休暇関係

1～6 （略）

第15 介護時間関係

1 (略) 2 第16の第1項の規定は、条例第15条の2第3項に規定する給与の減額方法について準用する。 3 第16の第2項の規定は、職員の介護時間を承認した任命権者と当該職員が所属する給与の支給義務者が異なる場合について準用する。 4 第16の第6項の規定は、介護時間の請求について準用する。	1 (略) 2 第14の第1項の規定は、条例第15条の2第3項に規定する給与の減額方法について準用する。 3 第14の第2項の規定は、職員の介護時間を承認した任命権者と当該職員が所属する給与の支給義務者が異なる場合について準用する。 4 第14の第8項の規定は、介護時間の請求について準用する。
---	---

別表中「(第11関係)」を「(第13関係)」に改める。
様式第4号中「(第14関係)」を「(第15関係)」に改める。
様式第5号中「(第14関係)」を「(第15関係)」に改める。

(福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示の一部改正)

第2条 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示(令和5年福井県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1・2 (略) (経過措置) 3 暫定再任用短時間勤務職員は、令和5年福井県人事委員会告示第3号の規定による改正後の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針(平成7年福井県人事委員会規則告示第1号。以下「改正後の勤務時間等関係運用方針」という。)第<u>13</u>の第2項および第16項ならびに第<u>15</u>の第11項および第22項の規定の適用については、同運用方針第<u>13</u>の第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等(第5項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))とみなして適用し、第<u>15</u>の第22項第2号の規定の適用については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務時間職員とみなして適用する。 4 令和17年12月31日までの間における改正後の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年福井県人事委員会規則第2号。以下「勤務時間規則」という。)第12条の2第1項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、改正後の勤務時間等関係運用方針第<u>13</u>の第7項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。 (1)・(2) (略) 5 令和17年12月31日までの間における改正後の勤務時間規則第12条の2第4項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、改正後の勤務時間等関	附則 1・2 (略) (経過措置) 3 暫定再任用短時間勤務職員は、令和5年福井県人事委員会告示第3号の規定による改正後の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針(平成7年福井県人事委員会規則告示第1号。以下「改正後の勤務時間等関係運用方針」という。)第<u>11</u>の第2項および第16項ならびに第<u>13</u>の第11項および第22項の規定の適用については、同運用方針第<u>11</u>の第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員等(第5項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))とみなして適用し、第<u>13</u>の第22項第2号の規定の適用については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務時間職員とみなして適用する。 4 令和17年12月31日までの間における改正後の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年福井県人事委員会規則第2号。以下「勤務時間規則」という。)第12条の2第1項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、改正後の勤務時間等関係運用方針第<u>11</u>の第7項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。 (1)・(2) (略) 5 令和17年12月31日までの間における改正後の勤務時間規則第12条の2第4項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、改正後の勤務時間等関

係運用方針第13の第9項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1)・(2) (略)

- 6 暫定再任用職員に対する改正後の勤務時間等関係運用通知第13の第10項の規定の適用については、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同項の規定を適用する。

係運用方針第11の第9項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1)・(2) (略)

- 6 暫定再任用職員に対する改正後の勤務時間等関係運用通知第11の第10項の規定の適用については、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同項の規定を適用する。

附 則

この告示は、令和7年10月3日から施行する。

